



# こ じんけん まも 子どもの人権を守りましょう



## こ けんりじょうやく ■子ども権利条約とは

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989年11月に国際連合の総会で採択され、日本は1994年にこの条約を批准、発効しています。

この条約では、子どもを人権の主人公として尊重し、大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として捉え、子どもの人権を保障しています。

また、子どもが幸せに生きるために、大きく分けて次の4つの権利を守ることを定めています。

### い けんり 生きる権利

- ◇防げる病気などで命をうばわれないこと
- ◇病気やけがをしたら治療を受けられること など

### そだ けんり 育つ権利

- ◇教育を受け、休んだり遊んだりできること
- ◇考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること など

### まも けんり 守られる権利

- ◇あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること
- ◇障がいのある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られること など

### さんか けんり 参加する権利

- ◇自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできること など

## なや そうだん ■ひとりで悩まないで相談してみよう

### でんわ そうだん へいじつ ○電話で相談（平日 8:30～17:00）

子ども人権110番（全国共通フリーダイヤル） ☎0120-007-110

※電話代はかかりません

### そうだん じかんうけつけ ○メールで相談（24時間受付）

インターネット人権相談受付窓口



（QRコードでアクセスできます）

### てがみ そうだん ○手紙（ミニレター）で相談

小・中学校に配られている「子どもの人権SOSミニレター」に相談の内容を書いて

郵便ポストにいれてください。切手はいりません。

くまとりちょう じんけん じょせいいかつやくすいしんか  
熊取町 人権・女性活躍推進課（☎072-452-1004）